

第二種免許に係る1日の技能教習時間の上限の見直しについて（令和6年6月）

1日の教習時限の上限について

	取得しようとする免許種別			【今回の見直しの対象】
	第一種免許	第二種免許（当該自動車を運転できる第一種免許を受けていない者）	第二種免許（当該自動車を運転できる第一種免許を受けている者）	
基本操作・走行（第1段階）	2時限	2時限		3時限（連続不可）
応用走行（第2段階）	3時限（連続不可）	3時限（連続可）		3時限（連続可）
備考	平成10年12月府令改正	第二種免許に係る教習制度開始（平成14年6月府令改正）		

制度見直しの概要

- 指定自動車教習所での第二種免許の技能教習の1日の教習時間は、当該第二種免許の教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を受けている者については、その疲労や教習効果を踏まえ、3時限を超えないこととされていた。
- これに関して、「規制改革推進に関する中間答申」（令和5年12月26日規制改革推進会議決定）において、第二種免許について「教習を受ける者一人に対する1日における最大の教習時間を3時限から4時限に緩和し、最短5日と1時限で取得可能とする方向で検討する。具体的には、当該緩和による教習効果への影響について、令和5年度に調査研究を実施した上で、その実施結果を踏まえて所要の改正を行う（令和6年上期措置）。」こととされた。
- 実際に4時限連続での実験教習を行った結果、第二種運転免許の取得対象者については1日当たりの技能教習時限の上限を4時限（第1段階でも第2段階でも連続で可）としても教習効果に影響はないという結論が得られたため、道路交通法施行規則第33条第5項第1号ヨの改正を行った（令和6年6月29日施行）。

制度見直しの効果

当該第二種免許の教習に用いられる自動車を運転することができる第一種免許を受けている者の1日当たりの技能教習は、第1段階及び第2段階双方で連続で4時限まで実施可能となり、第二種免許の取得に要する最短日数が短縮